

【補助対象、対象外工事等の例】

対象工事等の例	(店舗外装) ○店舗屋根及び外壁などの維持保全のための修繕工事 ○看板修繕(店舗に直接設置するものに限る) (店舗内装) ○床材・壁材・天井材の張替え、塗装等 ○店舗専用トイレ、洗面の改修等の給排水設備工事 ○厨房の改修(ガス管や水道管と接続されていること。冷蔵庫、食器洗淨機等の備品は対象外) ○ボイラー・空調機の設置・取替 ○照明、配線、音響 等の電気設備工事 ○商品陳列棚などの建具工事(備品のみの場合は対象外) ○消防設備(受信機、警報機) ○備品等の設置工事費 ○設計・デザインに関する費用(補助対象に関連する部分) ○バリアフリー化工事
対象外工事等の例	○住居や事務所、倉庫等の店舗部分以外に関する工事 ○住居と兼用する部分に関する工事 ○躯体部分に関する工事 ○外構の造作・修繕、駐車場など店舗以外の構築物に関する工事 ○植栽・造園等に関する工事 ○備品類の購入(椅子、テーブル、音響設備、防犯設備も含む) ○解体のみの工事(対象工事に伴い発生するものについては可) ○移動販売店舗、仮設店舗に関する工事 ○給排水・下水・浄化槽のみに関する工事 ○店舗クリーニング・害虫駆除に関する費用 ○建物又は土地の取得、借地、地盤改良に関する費用 ○建築等の手続きに要する費用 ○自分(DIY 等)で行う工事や自分で購入した資材等を施工業者に提供する場合 ○駐車場代、敷金、礼金、共益費など(家賃補助の場合)

上記に記載がないものについては個別に審査し適否を決定します。